

## 主張

ついに、核兵器廃絶へ向けて歴史が動き始めた。7月7日、国連の会議で核兵器禁止条約が、国連加盟国（193か国）のうち122か国の賛成（棄権1、反対1）で採択された。

72年前、原爆は広島・長崎を一瞬にして生き地獄と化し、数10万人の人々を殺害した。生き延びた人々は耐え難い運命を背負いつつ「核兵器の犠牲者はわれわれを最後にしてほしい」と訴え続けてきた。

核兵器は使用されなかったが、製造・開発は続けられ多くの被害をもたらした。いつ使用されるかという恐怖は消えたことはない。日本の原水

# 核兵器のない世界を！

爆禁止運動をはじめ市民や医師の立場からも、核のない世界を目指して世界各国で核兵器廃絶の運動が続けられてきた。それがようやく実現の緒に就いた。

46年1月の第1回国連総会は、原子兵器禁止を第1号決議とした。70年余を経て、今回の核兵器禁止条約は、①核兵器は国際法特に国際人道法に違反すること、②核兵器が二度と使われないためには、核兵器を廃絶するのが唯一の方法であるとして、核兵器を包括

的に禁止している。その開発、製造、実験、取得、保有、貯蔵、移転、受領、そして核兵器の使用はもちろん、「核兵器を使用すると威嚇すること」を禁止している。「核兵器の威嚇」、すなわち「核抑止力」による安全保障

は、国際法上禁止されることになった。これまでは、核抑止力論に基づいて、核保有国を中心に核軍縮交渉が進められてきたが、核保有国は今や9か国に増え、核兵器開発競争が続けざるをえなかったのが

実態であった。核兵器は、たとえ局地的な使用であっても、人命や環境に甚大な被害をもたらす「核の飢餓」「核の冬」によって長期的な気候変動により世界中に重大な影響を及ぼす。したがって、北朝鮮の核開

発を止めるには、核兵器の威嚇による軍事的対応でなく、核兵器禁止条約の精神に基づき話し合いで、朝鮮半島を含む北東アジア地域を非核化する以外に道はない。今回の核兵器禁止条約採択の会議には、核保

有国とその同盟国は、オランダ以外は参加していない。とりわけ、唯一の被爆国である日本が会議に参加せず、条約にも署名しないとしていることは極めて残念なことである。

日頃放射線被曝の影響や、広島・長崎の被爆の実相、ビキニ核実験被害などを通して核兵器の非人道性を理解するわれわれは、「被爆者は、すみやかな核兵器廃絶を願う、核兵器を禁止し廃絶する条約を結ぶことをすべての国に求めます」という『ヒバクシャ署名』を大いに進め、さらに多くの国民の賛同を集め、日本が核兵器禁止条約に署名し、核廃絶の先頭に立つことを目指さなければならぬ。